

それは、身近で目に見える価値。



りそな Jリート・アクティブ・オープン

(愛称) **日本の「ツボ」**

追加型投信／国内／不動産投信

○お申込みにあたっては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

■設定・運用は

 **りそな銀行 埼玉りそな銀行**

 **アセットマネジメントOne**

商号等:株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号  
商号等:株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号  
商号等:アセットマネジメントOne株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会:日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会  
加入協会:日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会  
加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

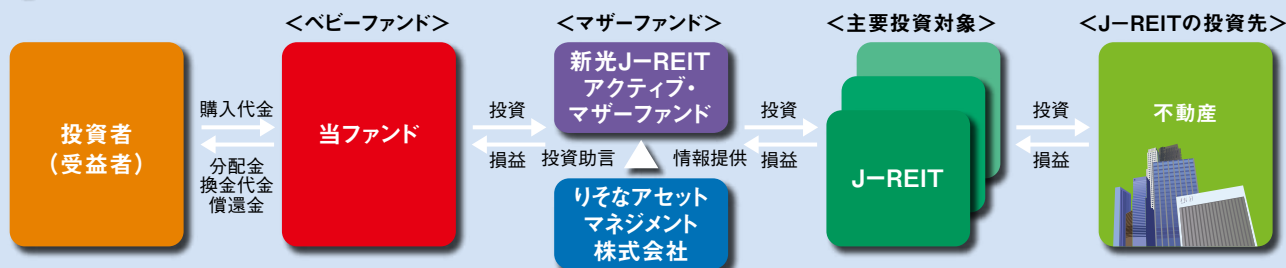
●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●当ファンドは、実質的に不動産投資信託証券等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。●投資信託は1.預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。2.購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。3.投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## ファンドの特色

### 1

主として新光J-REITアクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。))を通じて、わが国の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託証券(以下「J-REIT」といいます。)に投資します。

- 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。



- ※ベビーファンド(当ファンド)でJ-REITを直接組み入れる場合があります。
- J-REITの実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

### 2

マザーファンドにおいては、個別銘柄の調査・分析に基づいて、相対的に高水準の配当金の確保を図りつつ、投資信託財産の長期的な値上がり益の獲得を目指しアクティブに運用を行います。

- マザーファンドの運用にあたっては、リソナアセットマネジメント株式会社より投資助言および情報提供を受けます。

➤ 投資信託財産が小規模である場合、市況の急激な変化が予想される場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わない場合があります。

### 3

原則として、毎月22日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※運用状況により分配金額は変動します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



## ファンドの投資リスク

### <基準価額の変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

- 当ファンドが実質的に投資するJ-REITは不動産投資信託が発行する証券であることから、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保有不動産への評価     | 不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、J-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでJ-REITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってJ-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。                                                        |
| 配当利回り水準に対する評価 | 不動産投資信託の利益の減少はJ-REITの配当金の減少をもたらし、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、J-REITの配当金の減少はJ-REITの価格を下落させる要因にもなります。J-REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、J-REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、J-REITの配当利回りの水準に変化がない場合はJ-REITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもJ-REITの価格が下落するとは限りません。 |
| 企業体としての評価     | 不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができます。この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、J-REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、J-REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。                                                       |

- また、当ファンドが実質的に投資するJ-REITには、次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

|                                 |                                                                                                                                                         |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取引所における取引の需給関係による価格変動リスク        | 一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にJ-REITの価格が下落することがあります。 |
| 取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク | 取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したJ-REITを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。              |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## マザーファンドが主要投資対象とするJ-REIT

- J-REITとは、日本の不動産投資信託証券※のことです。投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人（以下「不動産投資信託」といいます。）が発行する証券の一般総称です。

※日本の不動産投資信託をJ-REITという場合もあります。

### J-REIT投資物件の一例

#### 首都圏

〔オフィスビル〕



新宿マインズタワー  
大和証券オフィス  
投資法人

〔商業施設〕



東戸塚オーロラシティ  
日本都市ファンド  
投資法人

〔宿泊施設〕



新宿ワシントンホテル本館  
ユナイテッド・アーバン  
投資法人

〔物流施設〕



プロロジスパーク市川1  
日本プロロジスリート  
投資法人

#### 関西圏

〔オフィスビル〕



ツイン21  
日本都市ファンド  
投資法人

〔商業施設〕



心斎橋OPA本館  
ユナイテッド・アーバン  
投資法人

〔宿泊施設〕



ホテルオークラ神戸  
森トラスト総合リート  
投資法人

〔物流施設〕

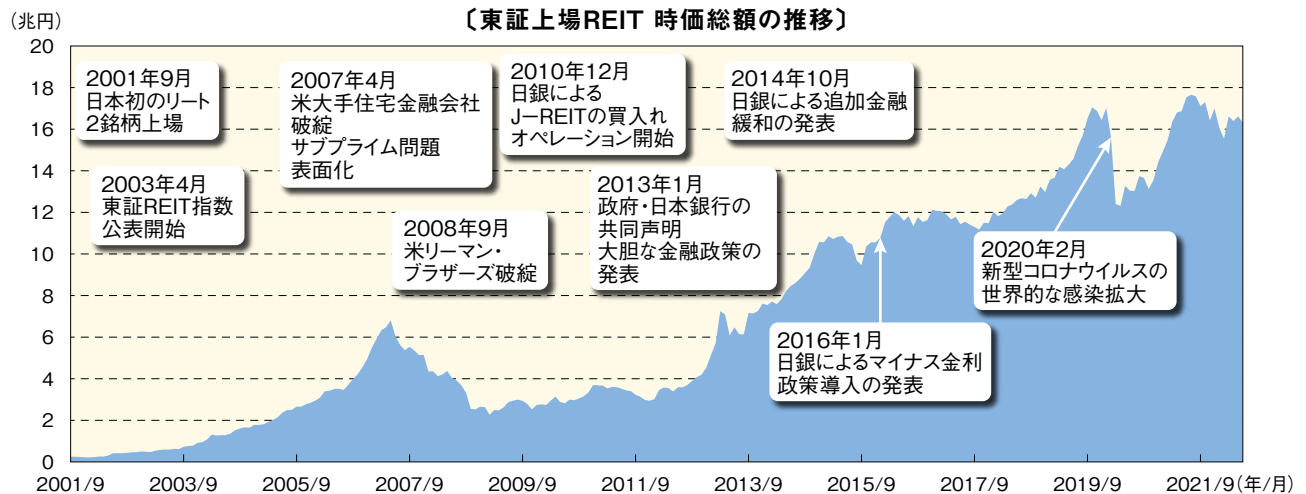


プロロジスパーク大阪2  
日本プロロジスリート  
投資法人

※上記の写真は、2022年6月末時点でJ-REITが投資を行っている不動産物件の一例を示したものです。したがって、当ファンドにおいて上記J-REITを組み入れることを示唆あるいは保証するものではありません。また、個別のJ-REITを推奨するものでもありません。

### J-REITの市場規模

J-REITは、2001年9月に初めて東京証券取引所に上場され、2022年6月末時点で時価総額は約16.3兆円となっています。



※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

## ( Japanese Real Estate Investment Trust ) とは？

- 不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当として投資家に支払います。

### 不動産直接投資とJ-REIT投資の違い

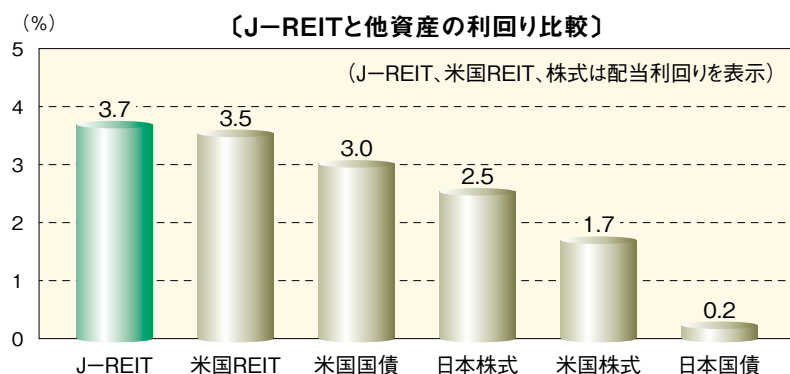
|            | 不動産への直接投資                             | J-REITへの投資                        | <特徴>       |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 投資物件の多様性   | 資金面から特定のマンションやアパートなどの居住用不動産に限られることが多い | オフィスビル、商業施設、賃貸住宅、宿泊施設など多様な物件に投資可能 | ➡ リスク分散    |
| 投資物件の選定・管理 | 投資家自身で行うことも多い                         | 不動産の専門家が行う                        | ➡ 専門家のノウハウ |
| 最低投資金額     | ワンルームマンションでも大都市圏では1千万円を超えることが多い       | 数十万円程度から投資可能                      | ➡ 少額資金     |
| 流動性        | 相対取引であるため容易には売買できない                   | 取引所で集中的、競争的に売買される                 | ➡ 優れた換金性   |
| 取引コスト      | 各種税金、手数料が嵩む                           | 上場株式と同水準の売買委託手数料*                 | ➡ 低コスト     |

※J-REITが物件を取引する際に係る税金・手数料などのコストは、J-REITの収益から差し引かれています。

出所:各種資料をもとにアセットマネジメントOne作成

### J-REITの配当利回り

J-REITの配当利回りは、他資産の配当利回りまたは利回りと比較して相対的に高い水準にあります。



※2022年6月末時点

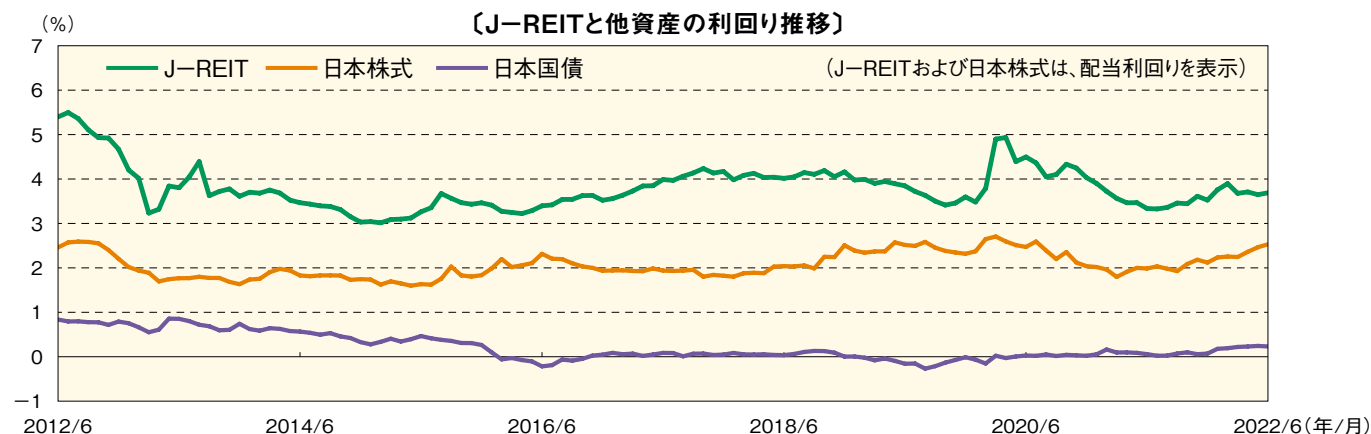
※各資産の置かれている状況は異なるため、利回りを単純に比較することはできません。

出所:ブルームバーグ、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

(J-REITと株式会社の比較)

|      | J-REIT      | 株式会社 |
|------|-------------|------|
| 法人税  | 無し          | 有り   |
| 内部留保 | 原則無し        | 有り   |
| 配当   | 利益の90%超を配当* | 任意   |

\*J-REITは配当可能利益の90%超を分配することによって法人税は免除される仕組みとなっています。一方、通常の株式会社の場合、収益を将来の事業のための資金などに充当することがあります。



※REITは収益から費用を差し引いた利益のほとんどを配当として支払う仕組みにより、相対的に高い利回りとなっていますが、REITの収益は不動産市況や経済環境など様々な要因から影響を受けるため、リスクを考慮せずに安全性の高い国債の利回りと単純に比較することはできません。また、上記利回りは、各指数の利回りです。上記利回りは、資産の特性を理解いただくために表示しており、実際の投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

※期間:2012年6月末～2022年6月末(月次)

出所:ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

|               |                 |                      |                 |
|---------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| 【当ページで使用した指数】 | J-REIT:東証REIT指数 | 米国REIT:S&P 米国 REIT指数 | 米国株式:S&P 500種指数 |
|               | 米国国債:米国10年国債    | 日本株式:東証株価指数          | 日本国債:日本10年国債    |

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



## 設定来の運用実績

〔ファンドの基準価額と分配金実績〕



※期間:2010年6月23日(当ファンドの設定日の前営業日)～2022年6月30日(日次)

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配金実績は1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

### 【指数の著作権等】

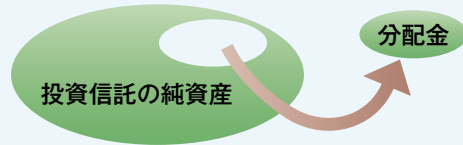
●東証REIT指数、東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証REIT指数、東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数、東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数、東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

●S&P 500種指数およびS&P 米国 REIT 指数は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングスLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 500種指数およびS&P 米国 REIT 指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

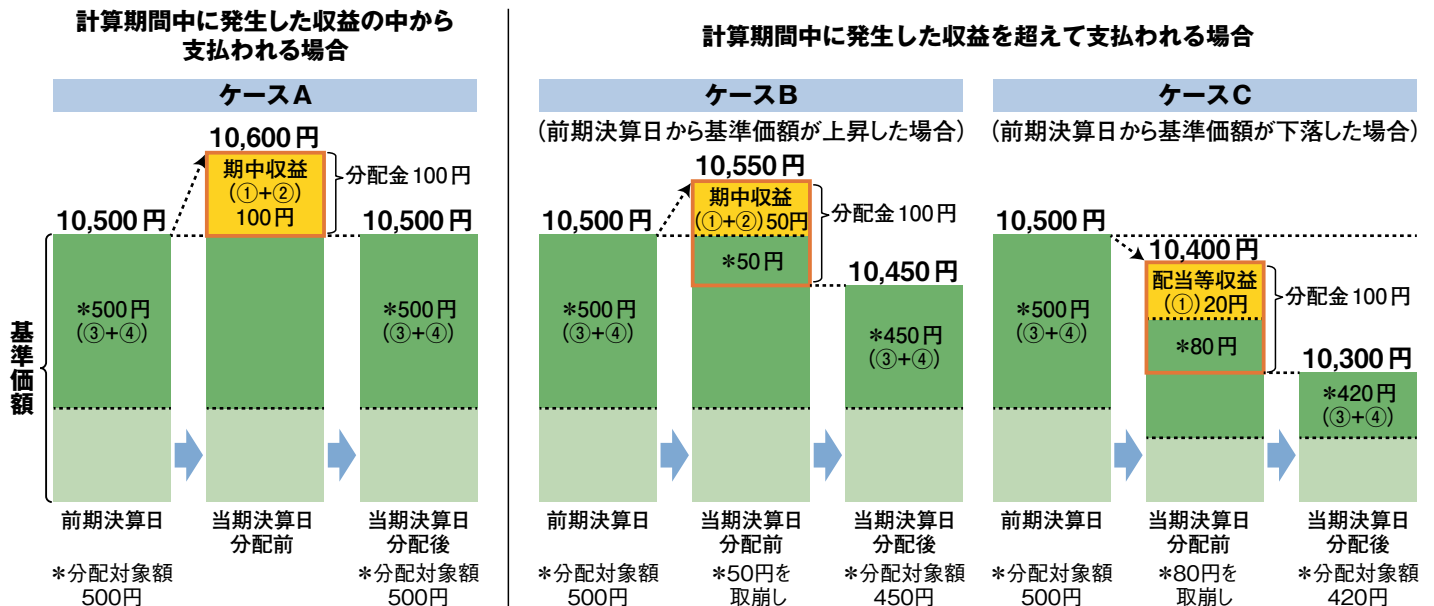


- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 50円 = 50円

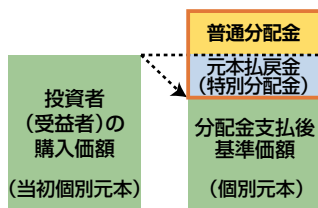
ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

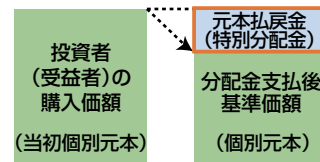
- ◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

## お申込みメモ (りそな銀行、埼玉りそな銀行でお申込みの場合)

※ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

|                    |                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位            | (当初元本1口=1円)<br>1万円以上1円単位(収益分配金は「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。)                                                                                                    |
| 購 入 価 額            | 購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                             |
| 換 金 単 位            | 1円以上1円単位または、1口以上1口単位でご換金できます。                                                                                                                                                                  |
| 換 金 価 額            | 換金申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                   |
| 換 金 代 金            | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                              |
| 換 金 制 限            | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                       |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。                                                                                               |
| 信 託 期 間            | 2025年6月23日まで(2010年6月24日設定)                                                                                                                                                                     |
| 繰 上 償 還            | 受益権口数が10億口を下回った場合等には、償還することがあります。                                                                                                                                                              |
| 決 算 日              | 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                             |
| 収 益 分 配            | 毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>「定期引出」原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。<br>「再投資」税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。<br>※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。                                                         |
| 課 税 関 係            | 当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |

## お客さまにご負担いただく手数料等について (りそな銀行、埼玉りそな銀行でお申込みの場合)

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                     |                                           |                               |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------|---------|
| ●ご購入時                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                     |                                           |                               |         |
| 購入時手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 購入申込代金 <sup>(注)</sup> に応じて、下記の手数料率を購入申込受付日の基準価額に乗じて得た額となります。<br>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。                |                                           |                               |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,000万円未満                                                                                                                                           | 2.20% (税抜2.0%)                            |                               |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,000万円以上1億円未満                                                                                                                                      | 1.10% (税抜1.0%)                            |                               |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1億円以上3億円未満                                                                                                                                          | 0.55% (税抜0.5%)                            |                               |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3億円以上                                                                                                                                               | なし                                        |                               |         |
| (注) 購入申込代金とは、購入申込時の支払総額をいい、購入申込金額に購入時手数料および当該購入時手数料に対する消費税等相当額を加算した金額です。<br>購入時手数料は、購入金額(購入口数×購入申込日の基準価額)に、上記手数料率を乗じた額となります。<br>例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、購入申込代金の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。<br>※マイゲート(インターネットバンキング)または定時定額購入プラン(積立投資信託)でご購入の場合は、表記手数料率から30%優遇となります。 |                                                                                                                                                     |                                           |                               |         |
| ●ご換金時                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                     |                                           |                               |         |
| 換金時手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ありません。                                                                                                                                              |                                           |                               |         |
| 信託財産留保額                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ありません。                                                                                                                                              |                                           |                               |         |
| ●保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                     |                                           |                               |         |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.1% (税抜1.0%)</b>                                                                                                            |                                           |                               |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)                                                                                                                                 |                                           |                               |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ファンドの純資産総額                                                                                                                                          | 委託会社                                      | 販売会社                          | 受託会社    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 100億円未満の部分                                                                                                                                          | 年率0.55%                                   | 年率0.40%                       | 年率0.05% |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 100億円以上300億円未満の部分                                                                                                                                   | 年率0.50%                                   | 年率0.45%                       |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 300億円以上500億円未満の部分                                                                                                                                   | 年率0.45%                                   | 年率0.50%                       |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 500億円以上の部分                                                                                                                                          | 年率0.40%                                   | 年率0.55%                       |         |
| 主な役務                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価                                                                                                                    | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |         |
| ※委託会社の信託報酬には、新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資顧問会社(りそなアセットマネジメント株式会社)に対する投資顧問報酬(年率0.15%(税抜))が含まれます。                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                     |                                           |                               |         |
| その他の費用・手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |                                           |                               |         |

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示していません。

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 委託会社その他関係法人の概要

|         |                                                                                 |                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 委 託 会 社 | アセットマネジメントOne株式会社                                                               | 信託財産の運用指図等を行います。    |
| 受 託 会 社 | 株式会社りそな銀行                                                                       | 信託財産の保管・管理業務等を行います。 |
| 販 売 会 社 | 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行                                                           | 他                   |
|         | 募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。 |                     |